

善通寺市中小企業振興支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業振興の基盤となる中小企業者を支援することにより、善通寺市中小企業振興基本条例（平成25年善通寺市条例第35号）第1条に規定する「地域経済の健全な発展を推進し、もって市民生活の向上を図る」ため、善通寺市中小企業振興支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、善通寺市補助金等交付規則（平成5年善通寺市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 次条各号に掲げる事業に係る補助の対象となる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
- (2) 本市において事業を実施している個人又は本市において事業を実施し、本市に法人市民税に係る法人の設立等に関する申告を行っている法人
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市区町村民税を滞納していない個人又は法人
- (4) 香川県信用保証協会の保証の対象となる事業を営む事業者。ただし、農林漁業を営む事業者はこの限りでない。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員等でないこと。

2 次条第10号の事業に係る補助の対象となる事業者は、前項に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市に存する店舗又はその他営業の用に供される事業者の施設であって、駐車場及び物置等の用に供されていないもの（以下「店舗等」という。）
- (2) 過去5年以内に善通寺市空き店舗等活用支援に関する条例（平成15年善通寺市条例第1号）第4条第1号イに規定する補助を受けていない店舗等
- (3) 過去5年以内に次条第10号の事業に係る補助を受けていない店舗等

(4) 交付申請時において、建築後3年以上を経過し、かつ、1年以上事業を営んでいる
店舗等

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 業務に関連する研修の受講及び資格の取得（以下「人材育成」という。）
- (2) 人材確保のための合同企業説明会等への出展、求人サイト等への掲載、人材マッチングサービス等の利用、副業又は兼業人材の活用（以下「人材確保」という。）
- (3) 販路開拓のための自社ホームページ等の作成・変更又はインターネット（オンライン）ショップの出店・開設（以下「IT等活用」という。）
- (4) 販路開拓のための展示会等の出展（販売を主目的とした出展を除く。以下「展示会出展」という。）
- (5) 新規事業に係る販路開拓の際に要する広告宣伝（販売又は事業を開始してから3年以内のものに限る。以下「新規事業広告宣伝」という。）
- (6) デザイナーや専門家を活用したパッケージデザインの開発や改良、自社ブランドの構築（以下「デザイン等活用」という。）
- (7) 経営革新のために行う専門家の招へい又は相談、各種学校又は企業等との連携、事業承継、合併若しくは買収又は6次産業化に向けた取組等（以下「経営革新」という。）
- (8) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の取得（以下「知的財産権取得」という。）
- (9) 創業後の販路開拓の際に要する広告宣伝（創業してから1年以内の者に限る。以下「創業」という。）
- (10) 店舗等の機能の維持向上のために行う改築、修繕、模様替え及び設備改善等の工事（建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に違反するものを除く。）であって、別表第1に定めるもの（以下「店舗等リフォーム」という。）

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表第2の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、同表中欄に掲げる補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）又は同表右欄に掲げる補助上限額のいずれか低い額とす

る。

2 年度内において、補助事業に係る申請回数は1事業者につき1回限り（事業実施期間が年度をまたぐ補助事業については、事業開始年度の申請として数える。）とする。

3 補助事業のうち、国、県又は市等から同様の事由による補助金等（以下「国等補助金等」という。）の交付を受けた事業に係る補助金の額は、第1項の規定にかかわらず、別表第2の中欄に掲げる補助対象経費から国等補助金等を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）又は同表右欄に掲げる補助上限額のいずれか低い額とする。

（補助対象外経費）

第5条 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- (1) 人件費、家賃及び光熱水費
- (2) 消耗品、備品、通信費及び通常の設定投資費用
- (3) 企業の通常活動とみなされる経費
- (4) その他公序良俗に反するなど、補助金の交付対象として不適切とみなされるもの
- (5) 善通寺市民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業実施要綱の規定に基づく民間住宅支援事業補助金
- (6) 店舗等の改修工事を対象に含む公的助成事業

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助事業の着手前に善通寺市中小企業振興支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する補助事業のうち、実施期間が年度をまたぐもの又は緊急性が認められるものについては、事業着手後の交付申請を受け付けるものとする。ただし、事業着手前にその旨を市長に報告しなければならない。

（助言）

第7条 市長は、補助金の交付の適否を決定するに当たり必要があるときは、中小企業の支援に関し識見を有する者に助言を求めることができる。

(状況の調査)

第8条 市長は、補助金の交付後5年間を目途に必要な応じて補助事業者に事業の状況報告を求めることができる。

(予算との関連)

第9条 補助金の交付は、予算の範囲内において実施するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象工事	
1	店舗等の維持保全及び長寿命化を目的としたもの
(1)	基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の修繕工事
(2)	塗装工事
(3)	給排水工事
(4)	建具取替工事
(5)	避難設備、防火設備及び換気設備の工事
(6)	屋根を不燃材料でふき替える工事
(7)	外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事
(8)	厨房設備の改修工事
2	環境負荷の低減（CO ₂ 削減）になることを目的としたもの
(1)	窓ガラス交換工事
(2)	自然冷媒ヒートポンプ給湯器、高効率ガス給湯器等への取替工事
(3)	高効率冷暖房設備への取替工事
(4)	高効率照明設備（LED照明等）への取替工事
(5)	外窓、玄関断熱ドア取替工事
(6)	断熱工事
3	ユニバーサルデザインの推進を目的としたもの
(1)	段差解消工事
(2)	手すり設置工事
(3)	和式トイレの洋式化（水洗化を含む。）工事
4	耐震性を高めることを目的としたもの
(1)	基礎又は土台の補強工事
(2)	柱、はり等の補強工事

備考 1から4までの全てにおいて、次に掲げるものは、補助対象工事としない。

- (1) 居住部分、庭、駐車場若しくは物置部分に係る工事
- (2) 次のアからエまでに掲げるものの購入
 - ア 自然冷媒ヒートポンプ給湯器、高効率ガス給湯器その他の給湯器具
 - イ 高効率冷暖房器具その他の冷暖房器具
 - ウ LED照明器具その他の照明器具
 - エ 温水洗浄便座機器その他の便座器具
- (3) 単純な物品の交換

別表第2（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	補助上限額
人材育成	人材育成に係る研修の受講料や講師謝金、資格試験（同一試験につき、1人1回までとし、運転免許又は資格の更新を除く。）の受験料（業務との関連が認められるものに限る。）	20万円
人材確保	人材確保を目的とした合同企業説明会等への出展に要する旅費、借上料等、求人サイト等への掲載料、人材マッチングサービス等の利用に要する費用、副業若しくは兼業人材の活用に要する費用等	30万円
IT等活用	販路開拓を目的とした自社ホームページの新規作成又は変更に係る費用及びインターネット（オンライン）ショップの新規出店又は開設に係る費用	10万円
展示会出展	販路開拓を目的とした展示会等への出展に要する旅費、借上料等（市内での活動を除く。）	10万円（県内の活動にあっては5万円）
新規事業広告宣伝	新たに開発した技術又は製品及び新たに進出した事業分野における販路開拓の際に要する広告宣伝費等	30万円
デザイン等活用	デザイナー又は専門家を活用したパッケージデザインなどの開発や改良、自社ブランドの構築に係る委託費、専門家謝金、印刷製本費等	20万円
経営革新	経営革新に係る専門家の招へい又は相談に要する各種経費、各種学校又は企業等との連携による研究費、事業承継、合併若しくは買収又は6次産業化に向けた取組に要する経費その他必要と認められる経費	30万円
知的財産権取得	特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の取得に係る出願に要する経費	10万円
創業	創業後の販路開拓の際に要する広告宣伝費等	30万円
店舗等リフォーム	別表第1に定める補助対象工事（第2条第1項第2号の要件を満たす者が実施する工事に限る。）に要する費用	20万円